

特別支援教室の開設

西東京市教育に関する大綱の基本方針である「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」にあるとおり、本市の特別支援教育を推進するためには、通常の学級での個に応じた支援の充実を図る必要がある。特別支援教室の導入は、発達に課題のある通常の学級に在籍する児童への支援として、東京都の全ての公立小学校に開設するという学校教育の大きな改革であり、この特別支援教室の開設を機に、本市の特別支援教育のさらなる充実を目指すものである。

1 特別支援教室の概要と現状

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正では、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られるとともに、特別支援教育の対象が、知的障害のない発達障害の児童・生徒にも拡大され、全ての学校において特別支援教育を実施するものとされた。

発達障害の児童・生徒は全ての学校に在籍していると推測される中、情緒障害等通級指導学級等で指導・支援を受けているのは、一部の児童・生徒に留まっており、必要な指導・支援を実施するための施策が必要であることから、平成 22 年 11 月に策定された「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」において、小学校の情緒障害等通級指導学級を、教員が巡回して発達障害教育を実施する「特別支援教室」に変更して、全公立小学校に導入することを公表し、平成 28 年度から 30 年度までの間に、準備が整った段階において全小学校に設置するものとした。

本市では、平成 28 年度に、現在、情緒障害等通級指導学級のある、保谷第一小学校、谷戸小学校、東伏見小学校、また巡回指導を行う学校として、中原小学校、碧山小学校、本町小学校の 6 校をモデル校として試行し、課題・問題点などを検討することで、平成 29 年度の全校試行開設、平成 30 年度の本格実施に向け準備を進めている。

2 開設に向けた課題

特別支援教室の開設に向け、教育支援推進委員会作業部会及びモデル校校長連絡会等により、検討を進めている。これらの準備の中で、教室整備、児童選出、人員体制等についての課題（別表 1）が明らかとなった。また、モデル校での試行が開始されたことから、今後は、運営上の課題にも対応する必要がある。

これらの課題を解決し、本市の特別支援教育のあり方などを踏まえ、より良い特別支援教室の開設を目指すものである。

(別表 1)

課題項目	内 容
教室整備	<ul style="list-style-type: none">・ 教室環境の整備・ 教室運営のための基盤整備
児童選出	<ul style="list-style-type: none">・ 特別な指導が必要な児童への気づき・ 校内委員会（教育支援会議）の強化・ 教員研修・ 専門家派遣・ 特別支援教室入室委員会の設置・ 指導の開始、終了の判定のあり方・ 児童、保護者の理解促進
人員体制	<ul style="list-style-type: none">・ 巡回指導教員の配置・ 巡回指導体制の編成・ 特別支援教室専門員の配置・ 巡回相談員の配置
指導方法・内容	<ul style="list-style-type: none">・ 発達障害児童への指導のあり方・ 個別指導計画作成と活用・ 指導時間の調整・ 指導効果の検証・ 通常の学級等への教育効果の波及・ 巡回指導教員の専門性の向上・ 全ての教員の理解促進と指導力の向上